

広島県告示第八百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林を指定する。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林の所在場所

尾道市因島原町字深迫七三の一、七四、九五から九七まで、字西之迫一二八から一三二まで、一六二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び尾道市役所に備え置いて縦覧に供する。）